



斉藤 くに子
区政ニュース

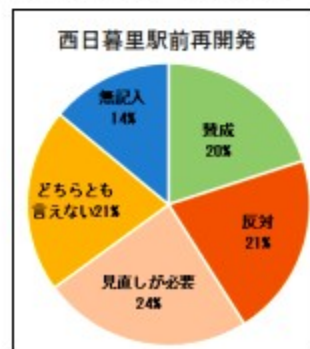
区議団<http://www.jcp-arakawakugidan.jp/>くに子ブログ<http://s-kuniko.jugem.jp/>

区役所直通3802-4627
fax3806-9246

2月3日建設環境委員会で行われます

区は陳情の結果で、3月の都市計画審議会で計画決定を行い、一気に事業を推進したいことがあり、2月3日の建設環境委員会で審査が行われることになりました。

見切り発車は禍根と残す 大規模・巨額の税金が投入される再開発事業は当該地域だけのものではありません。50年100年先を見越した街づくりを考えて慎重に行うべきです。区は再開発には別枠で国や東京都からの補助金があるから大丈夫といいます。区民の暮らし福祉に責任を持つ自治体なら、コロナ対策や介護医療・保育教育に税金をまわせと主張すべき時ではないでしょうか。



★多目的ホールに必要性を感じない(東尾久30代) ★日暮里近くでおしゃれな買物が出来るなら(東尾久40代)
★1千戸のタワーマンションが必要あるのか見直しを希望(東尾久60代)
★場所的にも有効に利用するとは思えない(町屋70代) ★医療や災害対策に使うべき(町屋40代)
★今はコロナで困っている人を助けてほしい(荒川80代) ★住民が快く利用できる施設なら賛成。何を狙っているのかわからないがタワマンは反対(荒川80代) ★西日暮里らしい開発を望みます(南千住60代)
★商業施設は必要。高層なマンションやホールは規模の縮小を検討して欲しい(荒川80代)
★荒川区にはそこまで人口がいないのでルミネやビックサイトクラスのものはいらない(荒川50代)
★よくわかっていないため意見を出せません。書いてある限りではあまり過度なものはどうかと(町屋50代)
★需要があるのか？お金をかけてその分区分に返ってくるのか(町屋30代) ★昭和的な下町でよい(西尾久)
★タワマン+商業施設は街の活性化のためにも賛成。コンベンションホールは集客力等疑問(南千住30代)
★採算が合うのであれば(南千住40代) ★そのお金を医療の人たちに使ってほしい(西尾久) ★都心に近いのだから商業施設はいらない(西尾久) ★北千住マルイのように子ども用品のフロアを(荒川30代)
★荒川区のステータスを上げるために有効(荒川50代) ★映画館を入れて欲しい(西尾久)

弁護士¹の定例相談は毎月第4月曜8時～

2月22日(月)

★北千住去律事務所での直接の相談予約も取ります。

★生活性用炎は燃焼性用炎に応じます。ご連絡ください。

荒川区荒川7-37-1(コミバス花の木(停留所前))

Tel/Fax 3806-5134



宜しくお願い致します。

①18:00~18:30

②18:40~19:10

③19:20~20:00

予約は先着順とします。前日までに
予約がない場合は中止します。

保育園の第一次募集状況

0才児は東尾久が30枠に66名の申込み、西尾久が42枠に49・1才児はどの地域も募集枠より申込が多くなっていて、指数40以上の世帯でも厳しい状況になっています。2才児は東尾久・西日暮里が募集枠を超えた申込みになっています。

4月から西尾久4丁目に定員40名・東日暮里6丁目に定員102名・7月には西日暮里4丁目に定員75名が開園。2017年5園・2018年4園。2019年3園・2020年3園と私立保育園誘致をすすめてきましたが、申込も昨年に比べて94件増となり、希望する保育園に入れないご家庭も出てまいります。1次審査の結果は、1月29日に郵送で通知されます。



	0 歳児		1 歳児		2 歳児		3 歳児		4 歳児		5 歳児		合計	
	総数		総数		総数		総数		総数		総数		総数	
	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数	指数40 以上	募集数
南千住	74	101	155	152	35	38	31	30	2	33	0	7	297	361
	59		137		23		28		1		0		248	
荒川	59	59	91	77	19	23	18	31	3	23	1	24	191	237
	40		81		13		14		1		1		150	
町屋	48	62	81	80	23	23	10	10	0	13	0	3	162	191
	41		67		13		7		0		0		128	
東尾久	66	30	81	54	21	14	15	19	4	16	0	22	187	155
	53		64		11		12		2		0		142	
西尾久	49	42	105	60	6	20	15	27	2	27	1	27	178	203
	41		90		4		12		2		1		150	
東日暮里	57	60	102	79	29	32	28	36	5	36	1	31	222	274
	53		84		23		26		5		0		191	
西日暮里	56	68	92	56	24	14	22	20	2	7	2	17	198	182
	44		82		19		19		1		1		166	
合計	409	422	707	558	157	164	139	173	18	155	5	131	1435	1603
	331		605		106		118		12		3		1175	

指数…就労状況(フルタイム勤務か、自営か、パートかなど)や健康状態(病気や障害など)などで、保護者の基本情報を点数化。両親共に「月に20日以上勤務し、日中8時間以上のフルタイム」であれば基礎指数40点。

父基準指数+母基準指数±調整指数(ひとり親世帯+4点・区外在住者-4点など)=世帯の指数となります。

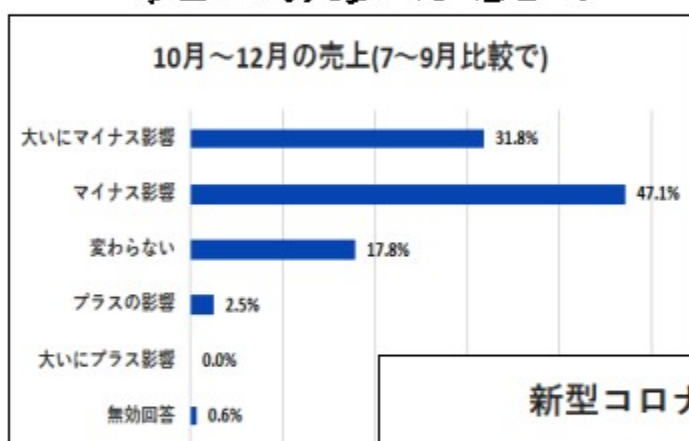
ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に20を加算して計算します。

荒川区景況速報から 売上減少が続く

『刻々と変化する区内中小企業の景況や抱える諸課題等について、その把握を迅速かつ的確に行い産業施策に結び付けるため、独自に区内の約200事業所を対象に景況調査を実施しています』と3か月ごとの調査の結果を発表しています。

調査を見ると、当然ですがコロナ禍での経営の厳しさが見えます。

	売上	増加した	変わらない	減少した
2020年 1月～ 3月	12.0%	31.4%	55.4%	
2020年 4月～ 6月	7.4%	17.7%	74.9%	
2020年 7月～ 9月	8.5%	26.1%	64.8%	
2020年10月～12月	14.0%	33.1%	52.2%	



持続化給付金や家賃支援等利用した事業者が少ない。条件に合わないのか？手続き等でためらっているのか？

区は制度の周知徹底も位置付けているが、それだけに留まらず、景況調査を産業施策に本気で結び付け、区独自の抜本的な対策をすすめて欲しいものだ。

新型コロナ支援や対策で実施したこと



1月の拡充策

コロナ感染症拡大防止対策設備投資等支援事業補助金

中小企業者のテレワーク、飲食店のテイクアウト等の取組みを支援

雇用調整助成金の申請代行費用補助：社会保険労務士に申請代行委託した場合、その費用の一部を補助

コロナ対策特別融資：運転資金のみ、融資限度額500万円、融資期間5年以内、本人負担金利0.6%、信用保証料の全額を補助

中小企業等相談窓口の拡充

中小企業診断士等の専門家による相談窓口を今年度末まで延長し協力金等の申請手続や感染拡大防止ステッカーの作成支援を行う。

経済急変対応特別融資新設

- ・運転資金のみ限度額1,000万円
- ・本人負担金利は0.3%・信用保証料は全額補助
- ・融資期間は8年以内(据置期間1年以内を含む)

にぎわい創出事業補助金拡充

- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける飲食店等を支援することが条件

これまでの対策

どうしても区は無利子にしない！

政務活動費って何ですか？

政務活動費は地方自治法で「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と規定されています。

荒川区議会では1人月額8万円を会派の所属議員数に応じて半年ごとに交付されています。使い道については荒川区議会政務活動費の交付に関する条例で「会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」と規定しています。

具体的には幹事長会で「手引」をつくり運用(残額は区に返金)しています。住民からの監査請求・裁判も踏まえ、手引改訂議論を始めています。



政治家の寄付禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない。

政治規制法に基づいて政治家には左記のように総務省ホームページに載っていますが、寄付や年賀状差出などが規制されています。

また後援会など政治団体に対する寄付は、1団体年間150万円まで。

政治家個人に対する寄付は例外として選挙運動に関するものに限り、年間150万円以内。

会社、労働組合や団体が政治家個人や後援会へ寄付することは一切禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ(電報も含む)を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告(いわゆる名刺広告)を出すことも処罰されます。

